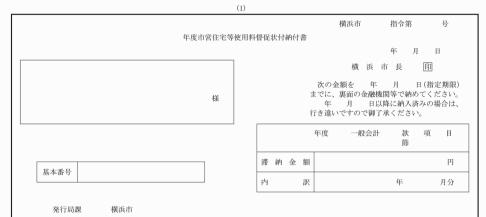
横浜市営住宅条例施行規則(抜粋)

(使用料の督促状)

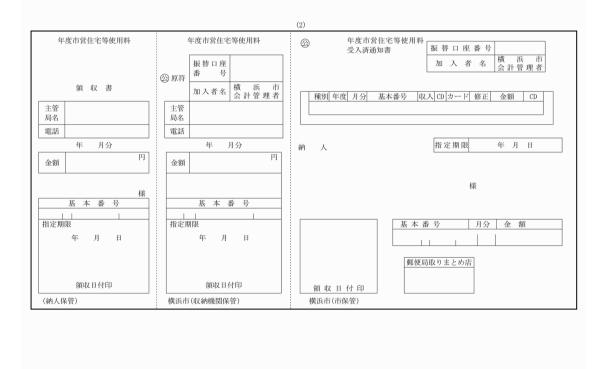
第25条の2 市営住宅及び駐車場の使用料の督促に係る督促状については、市営住宅等使用料督促状付納付書(第26号様式の2)又は市営住宅等使用料督促状(第26号様式の3)によるものとする。

(平12規則94・追加)





- (備考) 1 茶色刷りにすること。
 - 2 用紙の大きさは、縦10センチメートル、横18.5センチメートルとすること。
 - 3 (1)の裏面に取扱金融機関、延滞金の計算方法、教示に関すること等を記載すること。





- (備考) 1 茶色刷りにすること。
 2 用紙の大きさは、縦10センチメートル、横18.5センチメートルとすること。
 3 裏面に取扱金融機関、延滞金の計算方法、教示に関すること等を記載すること。